

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用料一覧表

※介護保険1割負担の場合（令和6年4月1日現在）

※介護保険1割負担ですが、一定以上の所得のある方は2割負担となります。

●基本利用料

※介護給付の対象となるサービスの内、自己負担となる利用金額（利用者1割負担分）

費目	1回（20分）	1回（20分）	＜日額／単位：円＞
訪問リハビリテーション	307単位	307円	
介護予防訪問リハビリテーション	307単位	307円	

※基本訪問時間は、1日40分となりますので、2回分（614円）の料金となります。

●加算料金

訪問リハビリテーション

加算名	金額	単位	備考
訪問リハサービス提供体制強化加算（I）	6円	1回分当り	勤務数7年以上の職員がいる場合
短期集中リハビリテーション加算	200円	1日当り	退所・退院から3ヵ月以内の期間算定
リハビリテーション マネジメント加算（A）イ	180円	月当り	計画書作成及びその情報連携、医師からの指示を確認、リハビリ会議の開催、訪問しての助言の実施
リハビリテーション マネジメント加算（A）ロ	213円	月当り	（A）イに加えて厚生労働省に対しての情報提供の協力
★リハビリテーション マネジメント加算（B）イ	450円	月当り	（A）イに加えて医師からのご説明
★リハビリテーション マネジメント加算（B）ロ	483円	月当り	（B）イに加えて厚生労働省に対しての情報提供の協力
社会参加支援加算	17円	1日当り	社会参加が維持できる体制へ移行した場合

介護予防訪問リハビリテーション

加算名	金額	単位	備考
予防訪問リハサービス提供体制強化加算（I）	6円	1回分当り	勤務数7年以上の職員がいる場合
短期集中リハビリテーション加算	200円	1日当り	退所・退院から3ヵ月以内の期間算定
介護予防訪問リハビリテーションの適正化	（-5円）	1回分当り	利用開始日から12月越で減算
事業所評価加算	120円	月当り	要支援状態の維持についての評価

●その他

キャンセル料（介護保険料金の1割）	利用予定日前日の17：30以降の利用予定のキャンセルの場合
交通費実費分	規定範囲を超えてのサービス提供時
診療未実施減算	事業所医師が診療しなかった場合（診情のみ）：50円/回減算

訪問リハビリテーション事業所
桜の郷敬愛の杜
事業所番号：0873101810